

環境水道委員会報告書

令和6年11月13日

北九州市議会議長 田 仲 常 郎 様

環境水道委員会委員長 富士川 厚 子

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 防火防災活動と災害に強いまちづくりについて

本市では、令和4年に且過市場で2度にわたる火災に見舞われており、特に市場・商店街等の木造密集地域における防火対策の強化が急務となっている。

また、豪雨・台風・地震等の自然災害については、近年の気候変動等の影響により、激甚化・頻発化していることに加え、時期や地域を問わず発生していることから、本市においても過去最大規模を超える災害を想定した備えが必要であると考えられる。

本委員会では、特に大規模な火災となりやすい地域における重点的な防火対策の取組や、災害時の被害を最小化し、市民の防災意識を高めていく災害に強いまちづくりに向けた取組について調査を行うこととした。

(2) SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について

本市では、2050年のゼロカーボンシティ宣言に伴う脱炭素社会に向けた取組のほか、ごみの減量化、生物多様性の保全、環境国際協力など多岐にわたる環境政策に取り組んでいるが、SDGs 未来都市である本市では、これらの環境政策すべてに高い目標を掲げ、先駆的な取組を実行していく必要がある。

本委員会では、脱炭素社会の実現に向けた取組を中心とした様々な環境政策について、SDGs の目標や理念の観点から、今後さらに推進していくべき取組や新たに加えるべき取組などについて調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 防火防災活動と災害に強いまちづくりについて

○令和5年5月17日 環境水道委員会

豪雨対策の取組について、上下水道局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

本市ではこれまで、10年に1度の降雨(1時間あたり53ミリ)に対応する雨水

整備に取り組んできたが、近年の局地化・集中化する豪雨から市民の生活を守るため、令和3年度から、「浸水リスク」や「都市機能集積度」を定量的に評価したうえで、新たに「重点整備地区」（16地区）を設定し、本市における過去最大規模の降雨（1時間あたり70ミリ）に対して、床下浸水が概ね解消できるように、より一層効果的に雨水整備を進めることとしている。

①重点整備地区における取組状況について

- ・重点整備地区に設定した16地区に対して、令和7年度末までに半数以上の9地区の整備を完了することとしている。
- ・現在、そのうちの4地区で整備を進めており、内容としては、
門司駅前：雨水を雨水管に取り込むための柵の設置
昭和町：雨水を雨水貯留管の本管へ流入させるための管渠工事
今町一丁目：紫川への放流部の雨水管の整備
長野津田：長野津田土地区画整理事業による、雨水管や調節池の整備
となっており、その他の地区についても、年次計画に合わせて計画的に整備を進めることとしている。

②自助・共助の促進に向けたソフト施策の充実について

- ・市政だよりやホームページ、出前講演などを通じて、雨水柵の清掃の重要性や、トイレからの下水の逆流を防ぐ「水のう」のつくり方などを説明している。
- ・豪雨対策事業のPR動画を、下水道部の公式YouTubeチャンネルで公開している。
- ・小学生に水道と下水道に関する理解を深めてもらうため、下水道の役割などを分かりやすく紹介する「キッズサイト」を制作している。

③内水浸水想定区域図の公表について

- ・近年、全国各地で水害が激甚化・頻発化し、水害リスク情報の提供を行っていない空白域で多くの浸水被害が発生しているため、令和3年に国が水防法を改正し、下水道等が整備されている区域においても「内水浸水想定区域図」の作成が必要となった。
- ・今回、想定される最大規模の降雨（1時間あたり153ミリ）が市内全体に降った場合に、内水浸水が想定される範囲や水深をまとめた「内水浸水想定区域図」を作成。また、独自の取り組みとして、北九州市における過去最大規模の降雨（1時間あたり70ミリ）における内水浸水想定区域図もあわせて作成した。
- ・内水浸水が想定されるエリアを示すことで、豪雨への備えや防災意識の向上に活用していただきたいと考えており、本日、上下水道局ホームページ等で公表することとしている。

《委員の主な意見》

- ・今回、整備の基準となる雨量を53ミリから70ミリに増やしているが、近年の気候変動の状況では想定が難しい部分がある。危機管理室や建設局等と

- 連携して、二次災害、三次災害が起きないようにしっかりと取り組まれない。
- ・小倉南区の湯川地区などは、雨水管や貯留施設の整備にも取り組まれた結果、大雨時の被害も軽減されて安心して住めるようになっており、感謝申し上げます。
 - ・地域住民には、自分の地域の水害リスクの状況も知っていただき、災害時の避難方法など、自助に関することも周知されたい。
 - ・子供のときから温暖化対策への意識付けをしっかりとやることは重要であるため、キッズサイトの周知に努められたい。

○令和5年8月23日 環境水道委員会

令和5年7月7日からの大雨による被害・支援状況について、危機管理室から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

①本市の被害状況について

- ・門司区で、降り始めからの合計雨量が322ミリと市内で最も多くなっている。
- ・人的被害はなく、住家被害は、一部損壊5棟、床下浸水1棟となっており、がけ崩れは6件発生している。
- ・避難状況としては、市全体の累計で140世帯195名の方が避難された。
- ・罹災証明は11件発行された。

②他都市への支援状況について

- ・久留米市から、福岡県市長会を通じて家屋の被害認定調査業務に従事する職員の派遣要請があったため、7月15日から8月4日の21日間、合計で24名の職員を派遣した。
- ・うきは市から、福岡県を通じて災害廃棄物の受入要請があったため、8月7日から本市の処理施設でうきは市の可燃ごみや可燃粗大ごみの焼却処理を行っている。
- ・市役所本庁舎、各区役所・出張所の17箇所に募金箱を設置して義援金を募っている。
- ・本市の「被災地方自治体に対する災害見舞金の贈呈基準」に基づき、被災自治体の災害規模が判明次第、災害見舞金の支給手続きを行う予定である。

≪委員の主な意見≫

- ・他都市への支援については、お互いが困ったときには手を差し伸べていけるような関係を構築されたい。

○令和5年10月31日～11月2日 行政視察

(①神戸市における南海トラフ地震を含む地震対策について、②京都市における防災体験学習の取組について)

- ①神戸市では、阪神・淡路大震災後に集約的な防災拠点として危機管理センターを設置している。本市と同じく、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定

されており、震災の教訓を踏まえて、災害に強いまちづくりをすすめ、大規模災害にも対応できる防災体制の確立に取り組んでいる。今回、神戸市役所で危機管理室から説明を受け、危機管理センターを見学した。

- ②京都市は、災害から生命や暮らしを守るためには、市民一人一人が普段から我が家、我がまちを災害から守るという心構えを持ち、災害に強いまちづくり、人づくりに努めることが大切であるとして、防災学習に関する取組を行っている。今回、災害の疑似体験を通じて防災に関する知識や技術を身に付け、防災行動力の向上を図ることを目的とした施設である市民防災センターを見学・体験するとともに、指定管理者である（一財）京都市防災協会から説明を受けた。

○令和5年11月22日 環境水道委員会

令和5年10月31日～11月2日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

≪委員の主な意見≫

①神戸市における南海トラフ地震を含む地震対策について

- ・大震災を経験した神戸市でも、年月の経過に伴い市民の防災意識が薄れていくことが課題となっていると聞いた。本市でも、いつ災害が起こるか分からないため、危機管理室を中心に区役所と連携と取りながら、市民が自分の身を守る心構えを持てるよう、啓発に努められたい。
- ・災害対応工程管理システム（BOSS）の導入を検討されたい。

②京都市における防災体験学習の取組について

- ・水圧で車のドアが開かなくなることを体験できる装置が有意義であった。このような装置での体験や、万が一に備えて車にハンマーを積んでおくほうがよいなどの啓発をしていただきたい。
- ・京都市市民防災センターでは、ビデオゲームによる防災学習も取り入れていたが、すぐに古くなるのが課題であると思われるため、本市では、現在行っている体験型の取組を今後も伸ばしていくとよいと感じた。

○令和5年12月20日 環境水道委員会（現地視察）

危機管理室執務室内において、災害発生時の体制や総合防災情報システム等について説明を受けた後、大集会室で開催されていた防災会議幹事会議の様子を視察した。

その後、消防局庁舎に移動し、消防指令センターの業務について概要説明を受けた後、消防指令センター内を視察した。

○令和6年1月10日 環境水道委員会

令和5年12月20日に行った現地視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・本市の災害対策や体制をしっかりとPRすることは、市民の安心と行政に対する信頼にもつながるため、市政だよりやホームページのほか、XなどSNSでの発信も検討されたい。
- ・消防指令センターへの救急ではない連絡を減らしていく必要がある一方で、逆に救急車を呼んでよいのかためらう方も多いため、救急の通報に該当する内容を市民へ周知されたい。
- ・今後、外国人からの119番通報も増加することが予測されるため、丁寧な対応に努められたい。
- ・危機管理室における総合防災情報システムの機材については、職員がスムーズに操作できるよう訓練されたい。

○令和6年1月24日 環境水道委員会

上下水道施設の災害対策と危機管理体制の充実・強化について、上下水道局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

令和6年能登半島地震をはじめとした大規模地震では、上下水道施設が被災し、市民生活などに大きな影響を与えている。上下水道局では、「市民生活を支える強靱な上下水道をつくる」を目指す将来像としており、上下水道施設の災害対策と危機管理体制の充実・強化について様々な施策に取り組んでいる。

①上水道事業について

ア 災害対策の拡充・強化

- ・安定給水の向上については、5期にわたる拡張事業を行い、濁水に強い盤石の体制を築いている。
- ・浄水場等の事故や災害時に、他の浄水場から水道水を相互融通できる「水道トライアングルシステム」を構築している。また、基幹管路の2条化・ループ化など、バックアップ機能を強化している。
- ・水道管路の耐震化については、更新にあわせて耐震管への布設替を進めており、令和4年度末実績で基幹管路の耐震化は、50.6%となっている。
- ・停電対策については、停電の影響を受ける施設における計画的な非常用発電設備の整備に加え、浄水場などの重要施設については、二回線で受電するなど、リスク低減に努めている。

イ 危機管理体制の充実・強化

- ・大規模な災害に備え、民間事業者や他都市等との連携強化を進め、応急給水活動などの支援体制を構築している。
- ・寒波対策として、水道管の防寒対策に関する広報を強化しているほか、高台地区の空き家の止水栓を閉め、漏水防止対策を実施している。

ウ 令和6年能登半島地震における災害支援

- ・1月6日から、応急給水活動のため、職員及び給水車等車両を派遣し、石川県能登町において応急給水活動を行っている。

②下水道事業について

ア 災害対策の拡充・強化

- ・豪雨対策として、新たに重点整備地区（16地区）を設定し、本市における過去最大規模の降雨（1時間あたり70ミリ）に対して、床下浸水が概ね解消できるように、より一層効果的に雨水整備を進めている。
- ・地震対策として、浄化センターやポンプ場に耐震壁を設置したり、管渠の更生工事を行うなど、施設の耐震化に取り組んでいる。

イ 危機管理体制の充実・強化

- ・雨水整備対象区域の概ね半分である約7,500ヘクタールの内水浸水想定区域図を令和5年5月に公表した。
- ・令和5年7月には雨水タンクの助成制度も開始した。
- ・災害や事故を想定して職員の対応能力の向上のため、模擬事故訓練や危機管理研修を行っているほか、他都市と災害時の相互応援に関する協定を締結し、有事に備えている。

ウ 令和6年能登半島地震における災害支援

- ・1月10日より、下水道管渠の被害調査のため、職員及び車両を派遣し、金沢市などの被害状況について調査などを行っている。

《委員の主な意見》

- ・水道トライアングルシステムについては、小倉東断層がちょうど間に通っている。引き続き、水道管等の耐震化に取り組まれない。
- ・被災されたときに一番必要なものは水であるため、被災地へのできる限りの支援をお願いするとともに、本市の自治会や市民にも、必要な備えなどについて周知されたい。
- ・道原浄水場に設置しているシフォンタンクについて、朝倉市の杷木浄水場の復旧にも活用された実績があるため、いつでも職員で運用できるように訓練し、機会があれば活用されたい。

○令和6年7月8日～10日 行政視察（横浜市における災害時における自助・共助を促進する取組について）

横浜市では、災害時における自助・共助の必要性や重要性を市民に啓発することや、役割を明らかにすることを目的に、「よこはま地震防災市民憲章」や市民などの自助・共助の役割を明らかにすることを目的とした、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」を定め、様々な取組を行っている。

今回、横浜市総務局危機管理室地域防災課から、横浜市における自助・共助推進の取組について説明を受けた。

○令和6年7月24日 環境水道委員会

令和6年7月8日～10日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行

った。

《委員の主な意見》

- ・災害時のトイレについて、内閣府のガイドラインでは、発生時には50人に1基、長期化する場合には20人に1基と定められている。本市もその基準に近づけられるよう確保することを検討されたい。
- ・避難所でのプライバシーを守るためのパーティションについて、国からの支援も含めて2万2,000人の避難に対応できるのか、具体的に調査されたい。
- ・横浜市の取組の中で、子供用防災ハンドブックの作成や、感震ブレーカーの設置補助などについては、本市でも参考にされたい

○令和6年10月16日 環境水道委員会（説明及び現地視察）

市場・商店街等への火災予防対策について、消防局から以下のとおり説明を受けた。

また、現地視察として、魚町銀天街の飲食店において、木造飲食店への防火指導内容について説明を受けた後、同店が設置している簡易型自動消火装置を視察した。その後、且過青空市場で、防火指導員による市場・商店街店舗への防火指導内容の説明を受けたほか、消火訓練装置を使った消火訓練の様や、119番自動火災通報システム設置店舗等を視察した。

（説明要旨）

①防火指導の強化

- ・木造飲食店をはじめとする関係者の防火意識の向上を図るため、消防OBの防火指導員が店舗を一軒ずつ訪問してきめ細かな防火指導を行っている。
- ・指導時にはタブレットを使用して、火災の発生から拡大するまでの映像を視聴してもらうなど、分かりやすい防火指導を心掛けている。

②査察の強化

- ・令和5年度からは重点防火指導対象地域にある木造飲食店に対して、令和6年度からは火災発生時に延焼しやすい地域にある木造飲食店についても、従前は3～5年の査察周期であったところを1年周期にして実施している。
- ・査察を行う職員の人材育成に努めており、職員のスキルアップを図るため査察研修を新たに開講したほか、予防技術資格者に認定バッジを交付している。

③地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり

- ・消防局が調整役となって、地域が定期的かつ自主的に地域ぐるみの訓練を行うよう後押ししている。
- ・重点防火指導対象地域のうち、木造商店街密集地域の20地域において各1回以上、また、重点防火指導対象地域外ではあるが、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい18か所を選定し、各1回訓練を実施している。

④その他の取組

- ・119番自動火災通報システム設置事業として、平成28年に発生した八幡東区の祇園町マーケットでの火災を契機に、火災を感知すると自動で119番通報するシステムを、希望する木造市場等に全額公費で設置した。
- ・簡易型自動消火装置設置費について、補助率9割、1台当たりの上限額5万5,000円の補助事業（産業経済局所管）を実施している。対象は、木造商店街密集地域等にある木造飲食店と、火災が発生した場合に比較的延焼が拡大しやすい場所にある木造飲食店、計約280店舗となっている。消防局もこの事業に連携して取り組んでおり、9月末までに、消防局職員が対象の全店舗に訪問し、防火指導とあわせ、1回目の事業案内を終えたところである。
- ・地域・警察・消防が一体となった火災予防対策として、8月に旦過・魚町地区において、合同で火災予防啓発や巡回を実施した。
- ・木造市場における防火対策である「みんなの市場守り隊事業」として、消防局が呼びかけ、電気事業者とガス事業者の三者が合同で、平成29年度から、それぞれの専門的立場から防火指導や点検を実施している。
- ・これらの取り組みにより、令和5年の火災件数は197件と過去最少を記録し、一定の効果を得ている。

《委員の主な意見》

- ・商店街火災の予防対策について、本委員会で出た意見を汲んで啓発に生かされており、大変すばらしい。
- ・油の鍋から火が出た場合に一番よくないのは水をかけることであり、油に水を入れたらどうなるかという映像が非常に啓発に効果的であると感じた。小学校など若い世代へ、そのような内容の啓発に取り組まれない。
- ・簡易型自動消火装置の寿命は5年ということであるか、その後の処分や更新の方法等について、市政だよりにQRコードを掲載して案内するなど、工夫して市民に分かりやすく周知されたい。

○令和6年10月30日 環境水道委員会
報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

《委員の主な意見》

- ・浸水被害を減らすためには、そもそも浸水被害が出やすい危険な地域に住宅を建てないということも重要である。他局とも連携し、宅地開発を行う業者等に対して市からアドバイスすることも検討されたい。
- ・消防局で配布しているチラシは、インパクトがある写真などを用いて大変目を引くので有効であると感じた。
- ・消火器は操作した経験があることが重要であり、子供たちへの防火指導として、例えば小学校の校庭などで小学生を対象とした操作訓練を行うことも検討されたい。

- ・防火訓練に参加する人は意識も高いが、問題は訓練にも参加しない人たちの意識をどのように高めていくかということであり、その点を考慮しながら防火指導に取り組まれない。

○まとめ

市場・商店街の木造密集地域において、過去の2度にわたる且過市場での火災のみならず、本年も鳥町食道街や魚町の繁華街で大規模火災が発生し、改めて防火対策の抜本的な見直しや強化の必要性を実感したところである。

そのような中、本委員会で提案があった事業者への効果的な啓発内容（必要な注意を怠った火災は刑法により罰せられる場合があることなど）について、消防局で積極的に取り入れて啓発されるなど、防火対策に関する工夫や取組の強化が進んでいることが確認できた。

今後、警察との連携による巡回や動画等を活用した防火意識をさらに向上させる取組や、自動消火装置などのハード面について、設置支援のみではなく設置義務化も検討するなど、実効性のある対策に取り組みながら、大規模火災の防止に努められたい。

自然災害への対策については、本市は比較的災害が少ない都市であり、その分、継続的に市民への防災意識の向上に努めなければならない。また、実践的な防災知識を容易に得られないことも課題であり、意識を高めても実際の防災行動に結びつかないことも懸念される。

一方で本市には、毎年のように被災地で支援を行っている職員の経験や、蓄積されたノウハウなどの財産がある。災害時において自助や共助で身を守る実践的な対応力を向上させていくため、被災地支援の経験がある本市職員が、生の声で市民に啓発されたい。

さらに、避難所運営や災害備蓄については、実際の被災地で発生した課題や事例を把握しながら、必要な備蓄品や運営計画のアップデートに努めるとともに、地域とも情報共有しながら、大規模災害に備えた体制をしっかりと構築されたい。

(2) SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について

○令和5年4月27日 環境水道委員会

北九州市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

①温室効果ガス排出量

- ・市全体の温室効果ガス排出量は、2030年度に2013年度比で47%以上削減を目標として掲げており、2019年度実績は2013年度比20.5%、前年度比2%の削減となっている。増減要因については、再エネ等の拡大による電力のCO₂排出原単位が改善されたことや、家庭・業務については世帯あたり又は床面積当たりのエネルギー使用量の減少、運輸については燃費の改善や

走行距離の減少、産業部門については製造品出荷額当たりのエネルギー使用量が減少したことが挙げられる。

- ・市役所の温室効果ガス排出量は、2030年度に2013年度比で60%削減を目標として掲げており、2019年度実績は2013年度比29.3%、前年度比9.9%の削減となった。

②取組総括

- ・緩和の取組として、家庭部門ではK i t a Q Zero Carbonプロジェクトの始動や中古住宅の購入時のエコ改修補助、業務部門ではC A S B E E北九州の普及、中小企業向けの太陽光・蓄電池の補助、運輸部門ではFCV補助の実施や北九州市環境首都交通戦略の改定、産業部門では北九州市グリーン成長戦略の策定や風力発電関連産業の総合拠点化の推進や環境未来開発助成事業による再エネや水素事業の支援、その他部門については製品プラスチック一括回収実証事業の実施、国際貢献についてはアジアカーボンニュートラルセンターを通じた国際貢献や海外ビジネス展開支援を推進した。
- ・適応の取組として、森林や雨水管の整備、防災ガイドブックやハザードマップの作成、雨水整備に係る重点整備地区の整備、健康アプリを活用した熱中症予報情報の発信、防災訓練におけるEVを活用した外部給電デモなどに取り組んだ。
- ・緩和・適応分野ともに、おおむね予定通り実施された。

③最近のトピックス

- ・北九州市グリーン成長庁内推進本部については、昨年5月に設置して以降、これまで計3回会議を開催した。6つの重点分野を設定し、各プロジェクトチームにおいて具体的な事業を推進している。
- ・昨年4月に国から選定された脱炭素先行地域については、低コスト型第三者所有モデルによる太陽光パネルの設備導入に向けて取り組んでいる。
- ・昨年10月に全国初の自治体－企業間のEVシェアリングとして、(株)井筒屋とともに実証事業を開始した。
- ・風力発電関連産業の総合拠点化については、SEP船基地事務所の開設や、地元企業による風車基礎生産の実現をはじめとした立地促進・地元参入に取り組んでいるほか、人材育成として、洋上風力キャンプや人材育成連絡会を通じた地元企業への就職の後押しなどを実施した。
- ・昨年11月にH o r a s i sアジアミーティングを開催し、企業経営者、投資家など約200名が参加し、グリーン成長に向けたメッセージを世界に発信した。
- ・昨年1月に始動したK i t a Q Zero Carbonプロジェクトでは、ポータルサイトの開設、a c t c o i nによる行動の見える化、市内の学生や企業と連携したイベント・キャンペーンを推進している。
- ・脱炭素の取組については市が単独で実施できるものではなく、企業と協業しながら進めていくことが重要であるため、様々な企業と連携協定を締結

した。

《委員の主な意見》

- ・EV車の普及率を上げるため、購入者への補助金制度の拡充や、EVステーションの増加に向けて取り組まれない。
- ・市内企業の省エネ等脱炭素の取組を把握し、企業の取組に市も協力しながらCO₂削減に取り組まれない。
- ・グリーン水素の積極的な利活用を進められたい。
- ・本市は従前から水素の活用について取り組んでおり、再生可能エネルギー全般について、本市から最先端の発信ができるよう取り組まれない。

○令和5年7月12日 環境水道委員会 現地視察

(株)アステック入江響工場において都市鉱山リサイクル等の概要説明を受けた後、工場視察を行った。

○令和5年7月26日 環境水道委員会

令和5年7月12日に行った現地視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・都市鉱山からレアメタル等を取り出す事業を行っている企業は他にもあるが、アステック入江の技術について、コスト面での他社との比較についても環境局で把握されたい。
- ・大変すばらしい事業であり、例えばこの技術を活用して議員や市職員のバッジなどが制作できれば、議員や職員自身が市内企業の技術を発信するツールとなることができると考える。
- ・本委員会としては、会社のビジョンに対して、市が環境的な視点でどういったことを支援していくのかということところを深掘りしていく必要があると感じた。

○令和5年8月23日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定について、及びプラスチック資源一括回収事業の開始について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

(説明要旨)

- ・北九州市環境基本計画は、平成19年度に策定し、その後2回の改定を経て、現計画の計画期間が令和5年度末で満了するため、計画の改定について、8月16日の北九州市環境審議会に諮問したので、報告するものである。
- ・平成16年度に取りまとめた「環境首都グランド・デザイン」の基本理念と3つの柱は、現状においても益々重要となっているため、今回の改定においても継承したい。

- ・ 現行の計画では、4つの政策目標に基づき、具体的な取組を推進しているが、今回の改定では、これらについて社会情勢に応じて修正を加えつつ、基本的な考え方は継承したい。
- ・ 基本施策等の見直しについて、環境分野では国内外で様々な議論があるため、改定に当たっては、国や本市の各種計画、新たな施策とも整合・統合を図り、本市の成長につながるよう、検討を進めてまいりたい。
- ・ 計画期間について、環境分野で大きなマイルストーンになっている令和12年度（2030年度）までの計画にすることを想定している。
- ・ 検討体制・スケジュールについては、環境審議会での審議を通して、都度、環境水道委員会にも相談をしながら、パブリックコメントを経て、1年程度のスケジュールで検討を進めたいと考えている。

② プラスチック資源一括回収事業の開始について

（説明要旨）

- ・ 令和5年10月から、現在分別収集を行っている「容器包装プラスチック」に加えて、新たに「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始する。
- ・ 週に1回、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に緑の指定袋に入れて、資源化ステーションに出していただき、市が回収する。
- ・ 収集見込量は、年間10,000トンを見込んでおり、そのうち、製品プラスチックは、年間1,500トンを見込んでいる。
- ・ 収集の対象は、従来から収集している「容器包装プラスチック」に加え、「製品プラスチック」のうち、①「プラスチックだけでできているもの」、②「1辺の長さが50センチメートル未満のもので指定袋に入る大きさのもの」の二つの要件を満たすもので、具体例としては、バケツ、洗面器、ハンガー、歯ブラシ等である。
- ・ 収集しないものとしては、代表例として「金属やゴムなどプラスチック素材以外のものが含まれるもの」、「指定袋に入れて結びしろを結んで閉じることができない大きさのもの」、「発火・爆発のおそれがあるもの」、「怪我をするおそれがあるもの」、「感染症にかかるおそれがあるもの」があり、これらは、収集運搬の作業や処理施設の運営に支障をきたすおそれがあることから設定したものである。
- ・ 近年、ごみに混入した充電式電池が原因と思われる収集車や施設の発火事故が全国的に多発しているため、本年7月から、市民センターなど市内88か所に充電式電池の回収ボックスを設置し、拠点回収を開始している。
- ・ 広報については、すでに市のホームページや市民センター等へのチラシ・ポスターの設置、SNSでの情報発信など、各種機会を活用して広報に取り組んでおり、今後は、市政だより（9月15日号）で特集紙面をはさみ込むほか、収集車の広告幕・音声アナウンス、資源化ステーションの案内板、ウェブサイトやSNSなどの各種広告媒体を活用しながら、引き続き切れ目のない広報に取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・プラスチック資源一括回収については、10月からの回収開始後に、良い事例、悪い事例がたくさん出てくると思われるため、その内容について、しっかりと市民に周知されたい。

○令和5年10月31日～11月2日 行政視察（①神戸市における下水汚泥から回収したリンを肥料として再利用する取組について、②仙台市における製品プラスチック回収の取組について）

①神戸市では、下水汚泥から回収したリンを「こうべ再生リン」と名付け、それを配合した地域循環型肥料「こうべハーベスト肥料」を開発して農家向けに販売するなど、資源循環に取り組んでいる。今回、東灘処理場内にある神戸市の下水道技術の情報発信拠点「神戸下水道の歩み館」において、建設局東水環境センター及び建設局下水道部計画課から説明を受け、東灘処理場内を見学した。

②仙台市は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく再商品化計画について、全国第1号として環境大臣及び経済産業大臣の認定を受け、政令指定都市の中で最も早く、令和5年4月から容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に取り組んでいる。今回、プラスチック資源の中間処理と再商品化までを行っているJ&T環境株式会社仙台事業本部において、仙台市環境局廃棄物企画課 及び J&T環境株式会社仙台事業本部から説明を受け、処理施設内を見学した。

○令和5年11月22日 環境水道委員会

令和5年10月31日～11月2日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

①神戸市における下水汚泥から回収したリンを肥料として再利用する取組について

- ・本市では現在、実証事業を行っているということであったが、検証後はしっかりと製品化等につながるよう、市民の役に立つような取り組みを行っていただきたい。
- ・神戸市は処理施設周辺の臭いや騒音が極めて軽度であった。本市でも、周辺の住環境を考慮して取り組まれない。
- ・市民の理解を得るため、既存施設はもちろん新たに処理施設等を造る際には、市民に広く開放して、エンタメ要素のある観光施設のようにしていただきたい。
- ・日明浄化センター内にあるビジターセンターは、生活に密接に関わることを学ぶことができる施設であるため、社会科見学等で全ての小学生が見学できるよう、PRに努められたい。

②仙台市における製品プラスチック回収の取組について

- ・より多くのプラスチック資源を回収するためにも、本市の資源化物用指定袋の価格を引き下げられたい。
- ・今回の視察先は環境ビジネスにおけるモデルケースになると感じた。本市でも環境局が企業をサポートし、環境未来都市のリーダーとして頑張ってもらいたい。

○令和5年11月22日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定、及び北九州市地球温暖化対策実行計画、第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画、第2次北九州市生物多様性戦略の進捗状況について環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

(説明要旨)

- ・11月14日の環境審議会では、環境基本計画の理念と3つの柱に基づいて、計画期間中に重点的に取り組む政策目標をどのように設定するか審議いただいた。
- ・脱炭素社会の実現については、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で47%以上削減する目標を掲げており、非常に重要なテーマであるため、次期計画においても政策目標と掲げて、取組を一層進めたいと考えている。
- ・循環経済システムの構築については、本市ではエコタウンに代表される循環産業の振興などに取り組んでおり、また、世界では、サーキュラーエコノミーの考え方が急速に普及しており、このような新しい考え方を取り入れながら、政策目標として設定したいと考えている。
- ・生物多様性の確保と環境保全の推進については、近年、ネイチャーポジティブという言葉が大きく取り上げられるようになり、国の生物多様性戦略でも、30 by 30目標などが取り入れられている現状を踏まえ、本市としても重点的に取り組みたいと考えている。
- ・環境国際ビジネス拠点化の推進について、国際分野は本市の環境政策の一つの特徴だと考えており、市内に国内外からの投資を呼び込み、環境国際ビジネスの拠点となることを目指していきたいと考えているため、政策目標の一つとして掲げたいと考えている。
- ・「市民の力でまちの環境力を高める」について、現行計画では政策目標の最初で市民環境力を掲げているが、環境政策が経済問題や社会問題を同時に解決していくことが求められている現状を踏まえ、全ての政策目標に共通する取組であることから、次期計画では、政策目標を推進するための分野横断的な基本施策として、政策目標とは別建てで整理したいと考えている。

②北九州市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について

(説明要旨)

- ・市全体の温室効果ガス排出量について、2020年度実績は、2013年度比29.4%、前年度比11.4%の削減となっている。再エネ等の拡大による電力のCO₂排出

原単位の改善、省エネ等によるエネルギー消費原単位の改善等により、排出量が減少した。

- ・市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量について、2020年度実績は、2013年度比29.9%、前年度比0.9%の削減となっている。
- ・家庭部門の主な取組としては、省エネ型家電製品の購入費用の一部を還元するキャンペーンの実施し、省エネの推進を図ったほか、広報・普及啓発事業を行った。
- ・業務部門の主な取組としては、中小企業向けの太陽光発電等導入補助や脱炭素電力認定制度による企業認定などにより、再エネの導入を促進した。
- ・運輸部門の主な取組としては、中小企業向けのEV等導入補助のほか、EV導入コスト低減に向けて、井筒屋とEVシェアリング実証事業などを実施した。また、市内集客施設等における充電設備の導入補助制度を創設する等、電動車向け充電インフラの普及・拡大を行った。
- ・産業部門の主な取組としては、港湾区域内のウインドファームの建設着工や、一般海域での導入可能性調査など、洋上風力発電の導入促進に向けた取組を実施したほか、響灘臨海部を中心とした水素拠点の形成に向けて、福岡県や企業、大学と連携して「福岡県水素拠点化推進協議会」を設立した。
- ・その他の分野では、本年10月から製品プラスチック一括回収を開始した。
- ・適応の取組として、局地化・集中化する豪雨被害に対応するための効果的な雨水対策を進める重点地区の整備や、市の健康アプリを活用した熱中症予測情報の発信など、各分野において、取組を推進した。

《委員の主な意見》

- ・フロンガスについては、とりわけ環境負荷が大きく無視できないものであるため、福岡県と連携して排出抑制に向けた対策を講じられたい。
- ・水素を活用した発電については、水素をつくる過程でばく大なCO₂が発生することもあるため、発電に関するCO₂の削減については、風力や太陽光などの再生可能エネルギーの活用を軸足を移されたい。
- ・中小企業の省エネを促す緊急経済対策事業については、産業経済局と連携し、支援を充実されたい。

③第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画の進捗状況について

(説明要旨)

- ・市民1人一日あたりの家庭ごみ量は令和4年度の実績が452グラムで、基準年度の令和元年度と比べ16グラム減少しており、今後もプラスチック資源一括回収事業などにより、さらなる減量を図る。
- ・事業系ごみ量は162,292トンで、基準年度と比べ18,290トン減少しているが、他の政令指定都市と比べると、事業系ごみ量は本市が最も多く、さらなる減量リサイクルに向けた対策が必要と考えている。
- ・一般廃棄物全体のリサイクル率は26.6%で、基準年度と比べ1.4ポイント低下

している。古紙の回収量が約10%減少するなど資源化物の減少が主な要因であると考えている。

- ・一般廃棄物の処理に伴い発生するCO₂排出量は86,000トンで、基準年度と比べ約2,000トン減少しており、今後も新日明工場の稼働等によりさらなる削減を図る。
- ・市内の産業廃棄物最終処分量は、令和2年度の実績が253,000トンで、基準年度の平成30年度と比べ、約50,000トン増加している。現処分場の延命化を図るため、令和6年度以降、受け入れ制限を実施することとしており、一層のリサイクルの推進等が見込まれることから、本計画の中間見直しにおいて、目標のあり方の再検討が必要と考えている。
- ・各施策の取組状況と今後の展望として、「3Rの推進による最適な地域循環共生圏の構築」については、プラスチック資源一括回収事業に先立ち、一部の地域で実証事業を実施した。今後は、フードドライブ活動の普及や、事業系ごみ対策の強化を進めていく。
- ・「循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展」では、エコライフステージの対面開催や、地域のまち美化活動等を支援した。今後は、環境関連の情報について市民に分かりやすい情報発信を進めていく。
- ・「脱炭素社会、自然共生社会への貢献」では、中小企業向けの省エネ設備等の助成や公共施設の再エネ電力への切り替えなど、再エネ導入・省エネ促進事業を行った。今後は、第三者所有方式を活用した太陽光発電設備等の導入支援を予定している。
- ・地消・地循環を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進では、太陽光パネル等のリサイクル支援や、市内企業の海外ビジネス展開を支援した。今後は、蓄電池のリユース・リサイクルシステムの構築等を進めていく。

④第2次北九州市生物多様性戦略の進捗状況について (説明要旨)

- ・「自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透」では、響灘ビオトープにおけるガイドツアー等を実施した。
- ・「地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成」では、環境首都検定等を実施し、環境学習の推進を図った。
- ・「自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮」では、環境保全活動等を行う団体への活動支援を行った。
- ・「人と自然との関係を見直し、自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持」では、響灘ビオトープの湿地帯の保全や、市内の開発事業における環境配慮の促進等に努めた。
- ・「自然環境調査を通じて、情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用」では、曾根干潟の生物調査等、自然環境の現状把握を行った。
- ・本戦略の総合評価としては、基本目標達成に向けた60の基本施策は、ほぼ全て取り組まれており、概ね順調に進捗していると考えている。

- ・今後の取組については、生物多様性戦略の改訂を計画しており、現在、改訂に向けた現状把握を行っているところである。また、新生物多様性国家戦略で掲げられた、ネイチャーポジティブの実現や、30 by 30目標の達成に向け、市域内の「自然共生サイト（生物多様性の保全が図られている区域を国が認定するもの）」の認定を推進することとしており、今年10月25日に、響灘ビオトープが福岡県内で唯一、自然共生サイトとして認定された。今後、認定地はOECM（国立公園等の法令による保護地域以外で生物多様性に資する地域）として国際データベースに登録され、「30 by 30目標」に貢献することとなる。

《委員の主な意見》

- ・里山保全や鳥獣被害対策については、産業経済局のみではなく、環境保全や生物との共存という観点から、環境局も一緒になって課題解決に取り組まれない。
- ・響灘ビオトープが自然共生サイトとして認定されたことは非常によいことであり、国からの支援等を活用しながら、さらによりよい施設となるよう取り組まれない。

○令和6年3月7日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定、及び北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

（説明要旨）

- ・2月9日の環境審議会において、北九州市環境基本計画（素案）についてご審議いただいた。
- ・次期計画は、市民に手に取って読んでもらえる計画を目指しており、全体で10ページ程度で構成したいと考えている。
- ・計画期間は令和6年度から12年度までの7年間で、環境首都グランド・デザインで掲げた基本理念等は次期計画においても継承し、SDGsとの関係についても、環境分野の政策をSDGsの考え方にに基づき進めていく。
- ・すべての政策目標に共通の施策として「市民の力でまちの環境力を高める」をトップに掲げ、脱炭素社会の実現など、4つの政策目標を整理している。
- ・本計画における特徴的な取組としては、再エネや水素、サーキュラーエコノミーなどに関する取組を一体的に進める「北九州グリーンインパクト」、環境国際ビジネスの拠点化に取り組む「アジア・グリーン共創ハブ」、生物多様性や環境保全の推進に取り組む「ネイチャーポジティブ」、ウォークアブルなまちを目指した「快適で美しいまちづくり」を紹介している。
- ・政策目標ごとの取組として、「脱炭素社会の実現」では、エネルギーの脱炭素化を掲げ、太陽光発電、洋上風力発電等により、脱炭素電源の安定した供給体制の構築と利用拡大、水素の供給・利活用拠点化などに取り組む。

- ・「循環経済システムの構築」では、家庭ごみや事業系ごみの減量リサイクルの推進、北九州エコタウンの強みを生かし、市内で消費されたものが、市内のリサイクル企業で資源化され再び活用される循環型社会の構築、蓄電池やプラスチックなど、新たなリサイクルビジネスの創出などに取り組む。
- ・「生物多様性と環境保全の推進」では、自然の保全と回復、自然の機能を活用した社会・経済課題の解決、自然を大切にする価値観の形成、環境アセスメント制度の運用や、大気・水質等の監視測定、化学物質や有害物質の適正管理、適正処理などに取り組む。
- ・「環境国際ビジネス拠点化の推進」では、環境国際ビジネスに取り組む企業の拡大やプロジェクトの創出などの企業への支援機能の強化、これまでの研修員の受け入れや技術者の派遣等に加え、帰国した研修員とのネットワークの構築などの環境国際協力の基盤強化、国内外との関係機関等との連携、戦略的な広報・PR、アジアカーボンニュートラルセンターの機能・体質強化などに取り組む。

《委員の主な意見》

- ・世界では、各国に化石燃料からの脱却と2035年までに温室効果ガスを60%削減することが求められている。本市の目標である2030年度に2013年度比で47%削減することについて、さらに目標を引上げることを検討されたい。
- ・住宅の省エネ・断熱によるCO₂削減に加え、学校や市営住宅などの断熱改修についても、計画に取り入れることを検討されたい。
- ・電気自動車の普及については、充電設備の整備を推進されたい。
- ・環境政策はビジネスだけではなく、全ての生活の基本にあるものであることを明確にするとともに、市民には義務ではなく、ウエルビーイングとして、よりよい生活のためにポジティブに参画できるような仕掛けを検討されたい。
- ・生物多様性については、「北九州市の財政」のような漫画やイラストを使って、読みやすく分かりやすい冊子等を作成されたい。
- ・家庭ごみのさらなる減量リサイクルの推進について、家庭ごみの中にはまだ紙類が多く含まれている状況であるため、町内会などにさらに働きかけて、古紙の分別回収が進むよう努められたい。

②北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて

(説明要旨)

- ・本市の事業系ごみは、平成16年に市収集の廃止や焼却工場の自己搬入ごみ処理手数料の改定などで一旦減少したが、その後、増加に転じている。
- ・ごみ処理経費は、令和3年度実績で約136億円かかっており、そのうち、事業系ごみの処理経費は約25億円で、1トン当たり18,073円かかっている。
- ・他の政令指定都市との比較では、家庭ごみは市民1人一日当たり459グラムで、少ないほうから7番目であるが、事業系ごみは、事業所の床面積1㎡当たり

面積1㎡当たり年間11.9キログラムで最も多くなっている。

- ・過去に実施した事業系ごみ対策では、平成16年度に家庭ごみと一緒に収集していた事業系ごみの市収集を廃止したほか、自己搬入ごみ処理手数料の改定などを行った。さらに、平成29年度には焼却工場へ搬入されるごみの監視強化や、事業者に対する直接指導などを行った。
- ・事業系ごみ対策の課題としては、ごみの内容物を調査した結果、紙類が約4割、プラスチック類が約2割強含まれており、リサイクル可能なものが多く混入している実態が明らかになっている。また、焼却工場にごみを持ち込む車両を調査したところ、約15%が市外ナンバーの車両であり、工場へ持ち込まれた事業系ごみの抜き打ち検査では、他都市のごみと疑われるケースが約15%ほどあったため、周辺都市のごみが継続的に流入している実態が明らかになった。
- ・このような課題を解決し、事業系ごみの減量リサイクルを進めるに当たっては、事業所に対する啓発・指導、工場等での受入れ体制や指導の在り方、手数料の在り方、リサイクルのさらなる促進の4つの論点が考えられ、今後、環境審議会の中で議論を深めていくこととしている。

《委員の主な意見》

- ・事業系ごみ処理手数料について、特に小規模事業者は物価高騰の中で体力が落ちている状況であるため、配慮した対応を検討されたい。
- ・事業系ごみの減量化については、特に学校給食の残さについて、コンポストなどで生徒や学校と一緒に参画させて減らしていくことを検討されたい。

○令和6年5月22日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定について、北九州市生物多様性戦略の改定について、北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて、及び気候変動適応法の改正に伴う北九州市の対応について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市環境基本計画の改定について

(説明要旨)

- ・4月22日の環境審議会で御審議いただいた意見等を加えて、北九州市環境基本計画(改定案)のパブリックコメント用資料を作成した。
- ・計画が消費者としての市民に偏っているのではないかとの指摘があったため、計画の対象となる者を設け、この計画が消費者としての市民のみならず、事業者、NPO、学校、行政などあらゆる主体が対象となることを明記した。
- ・今年3月に北九州市基本構想が策定されたため、基本構想に掲げる本市が目指す都市像、つながりと情熱と技術で一步先の価値観を体現するグローバル挑戦都市・北九州を目指すことや、SDGsとの関連を追記することにより、環境基本計画と市の基本構想の一体感を示した。
- ・国の基本計画にも掲げられているウェルビーイングについても取り入れては

どうかとの意見があったため加えて、政策目標との関連を追記している。

- ・「市民の力でまちの環境力を高める」については、タイトルを「政策目標を下支えする取組」とし、サブタイトルとして「市民の力でまちの環境力を高める」と表現した。また、最初の説明文に、あらゆる主体が自らの取組でまちの環境力を高め、世界の環境首都を目指すことを明示した。
- ・「脱炭素社会の実現」の中に洋上風力発電の記述を追記した。
- ・CO₂削減の指標について、世界の動きや国の目標見直しの動向を注視していくことを記載した。
- ・「生物多様性と環境保全の推進」については、自然が市民に直接癒やしや潤いを与える存在であることから、ウェルビーイングと関連づけて記載した。

《委員の主な意見》

- ・温暖化や脱炭素などの環境問題全般に関して、市民が自分に関わることで考えられるように、漫画などで分かりやすく全体を体系的に説明したものの作成を検討されたい。

②北九州市生物多様性戦略の改定について

(説明要旨)

- ・現行戦略の基本理念としては、都市と自然との共生を掲げており、これを実現するため、5つの基本目標と12の方向性、60の基本施策で構成している。
- ・生物多様性に関する国内外の動向としては、2022年のCOP15において、昆明・モンテリオール生物多様性枠組みが採択され、この中でネイチャーポジティブや30 by 30目標が掲げられた。これを踏まえ、2023年に新たな国家戦略が策定され、4月12日にはネイチャーポジティブを促進する法律が成立し、また、3月には環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名でネイチャーポジティブ経済移行戦略が公表されるなど、生物多様性に関する動きが国内外で活発になっている。
- ・本市の次期戦略では、まず、市が目指す姿として、生物多様性の確保が世界的な潮流として求められている中で、自然を適切に保全、利用、情報発信することで、市民に自然を楽しんでもらうとともに都市ブランドの向上を図り、市の発展につなげていくものとして考えている。
- ・基本的な枠組みとしては、基本理念は現行戦略の理念を継承し、都市と自然との共生として考えており、基本目標や主な指標、戦略期間については、改定中の環境基本計画と合わせる形で設定したいと考えている。
- ・今後のスケジュール案としては、骨子案や数値目標案、パブリックコメント案を御審議いただき、年度内の環境審議会による答申を経て策定したいと想定している。

③北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて

(説明要旨)

- ・4月22日の環境審議会では、4つのテーマのうち、「事業所に対する啓発、

- 指導」、「工場等での受入れ体制、指導の在り方」について御審議いただいた。
- ・「事業所に対する啓発、指導」については、これまで本市では、集中的な事業所への訪問を行い、事業者向けの講習会の実施や事業系ごみに関する周知を行ってきたが、ごみの減量化の成果が見えづらく、事業者の方への周知、啓発が十分でないという認識である。そこで、他都市の成功事例にならない、3つの対応策として、「業種別の事業所訪問、伴走支援」、「ニーズに応じた業種別の情報発信」、「減量リサイクルの方策の提供」を挙げている。
 - ・「工場等への受入れ体制、指導の在り方」については、これまでの取組として、焼却工場に搬入する前の搬入指導と、搬入車両の展開検査等を行っているが、現状としてリサイクルできる紙類が多く含まれていることや、市外からのごみが持ち込まれている可能性がある。そこで、3つの対応策として、「直接搬入ごみを事前検査できる環境整備」、「各工場での常時検査できる環境整備」、「排出事業者やごみの状況が分かる仕組みづくり」を挙げている。

《委員の主な意見》

- ・ 柏市では、拡大生産者責任に係る発生抑制の取組ということで、いろいろな事業者を対象にやり方などをホームページで紹介している。本市もこのような事例を参考に、拡大生産者責任について説明しながら、減量化に取り組まれない。
- ・ 事業系ごみの減量・リサイクルは、事業者にとっては時間や経費を割かなければならず、大企業であれば企業の責任という意識もあるが、小規模事業所に対しては、インセンティブなどの措置も検討されたい。

④気候変動適応法の改正に伴う北九州市の対応について

(説明要旨)

- ・ 昨年5月に、熱中症対策の強化策を盛り込んだ改正気候変動適応法が公布され、本年4月より施行された。ポイントは主に、「熱中症特別警戒情報の新設と市民への周知」、「指定暑熱避難施設の指定と開放」、「熱中症対策普及団体の指定」、「庁内連携体制の整備」の4点である。
- ・ 熱中症による死者数は全国でおおむね毎年1,000人を超えており、その8割以上が65歳以上の高齢者となっている。本市の死者数は毎年4名程度である。
- ・ 県内に12地点ある暑さ指数情報提供地点において、直近5年間に一度でも熱中症特別警戒情報の発表条件となる暑さ指数35（四捨五入）に達したことがあるのは5地点にとどまっている。なお、この12地点の全てで暑さ指数の予測値が35に達する場合に、福岡県に熱中症特別警戒情報が発表される。
- ・ 熱中症特別警戒情報が福岡県に発表された場合には、市の公式SNS、dボタン広報誌等の情報発信ツールの活用や報道機関を通じた周知を行うとともに、各局区から所管する団体、施設等に個別に周知することで、庁内横断的な体制で迅速かつきめ細やかに情報発信を行う。
- ・ さらには、北九州市独自の取組として、福岡県に熱中症特別警戒アラートが

発表されない場合においても、市内唯一の暑さ指数情報提供地点である八幡において暑さ指数の予測値が35以上となる場合に、熱中症特別警戒情報の発表時と同様に迅速かつ的確に市民への情報発信等を行い、市民の熱中症被害の抑制を図る。

- ・情報発信に際して、まずは不要不急の外出を避け、昼夜を問わずエアコンを使用するなど暑さ対策に万全を期していただくなど、市民自身の命を守るために必要な熱中症予防行動が取れるよう、自発的な行動変容を促すためのメッセージを併せて発信する。
- ・指定暑熱避難施設については、市民からのなじみの深さやアクセス面、受入れスペースなどを総合的に勘案して、まずは市民センターと市立図書館を指定した。熱中症特別警戒情報が福岡県に発表された場合は、これらの施設を中心に、それ以外の公共施設も含めて広く避難者の受入れを行う予定であり、暑さから身を守る方法を十分に提供できるよう努めたいと考えている。
- ・庁内連携体制の整備について、熱中症対策は、多くの部局が連携し、役割分担を明確にして取り組むことが重要であるため、今般の法改正を契機として新たに庁内横断的な組織である北九州市熱中症対策推進連絡会議を設置した。関係部局が緊密に連携し、庁内一丸となり、改正法に的確に対応していくことで、市民の熱中症被害の抑制に努めていきたいと考えている。

《委員の主な意見》

- ・学校の体育館などは災害時の避難所として使われる点も重要であるため、エアコンの早急な設置を検討されたい。
- ・熱中症特別警戒アラートについて、特に高齢者や子供は気づきにくく対応が遅れることもあるため、アラームを鳴らすなどの周知方法を検討されたい。
- ・熱中症対策としてエアコンの使用が命綱になっているということが浮き彫りになったが、物価高騰で電気代を気にしてエアコンの使用を控えた人がたくさんいるため、政府と電力会社には値上げの撤回、国民負担の軽減を検討するように要請されたい。

○令和6年7月8日～10日 行政視察（①名古屋市における事業系ごみの減量化に向けた取組について、②名古屋市における生物多様性の保全への取組について、③横浜市における食品廃棄物のリサイクル推進について）

①名古屋市では、事業系ごみ対策として、不適物の搬入防止を図るため、16の区の環境事務所で事前受付と搬入ごみの点検を実施しているほか、事業系ごみ減量・資源化ガイドを業種別に作成している。今回、名古屋市役所において、名古屋市環境局資源循環推進課、廃棄物指導課及び作業課から、事業系ごみの減量化に向けた取組について説明を受けた。

②名古屋市では、2010年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議、COP10の開催を契機として、生物多様性2050なごや戦略を策定し、生物多様性

の保全を推進しているほか、令和5年10月に「なごやネイチャーポジティブ宣言」を行い、ネイチャーポジティブにも力を入れている。今回、なごや生物多様性センターにおいて、名古屋市環境局環境企画課から説明を受け、なごや生物多様性センター内を見学した。

- ③横浜市では、生ごみから堆肥を作る「生ごみブレンドプロジェクト」の取組のほか、特に事業所から排出される食品廃棄物については、市内及び近郊に立地している民間のリサイクル施設に誘導することで、資源化を促進している。今回、横浜市内の大規模な食品リサイクル施設であるJバイオフードリサイクル横浜工場を見学し、リサイクルの工程や受け入れ状況等について説明を受けた。

○令和6年7月24日 環境水道委員会

令和6年7月8日～10日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

≪委員の主な意見≫

①名古屋市における事業系ごみの減量化に向けた取組について

- ・事業系ごみの減量資源化ガイドブックは、業種別に丁寧に作られており、捨て方や分別が見ただけで分かるようになっている。本市も同様に細かく事業所に案内する方策を検討されたい。
- ・名古屋市は、過去のごみ非常事態宣言など、危機感を持って必死に取り組まれているということが印象的であった。
- ・高額請求などのトラブルの元となる無許可のごみ回収業者について、名古屋市は市のホームページのほか、グーグルやヤフーの検索を活用した広報も実施して、かなり被害が減ったということであった。本市もその取組を参考にしっかりと周知されたい。
- ・名古屋市では雑紙や生ごみのリサイクルの分別用チラシなど、視覚で分かるように作られていた。本市でも、市民がごみの分別などにより、一層積極的に環境に関われるような啓発物などを作成されたい。
- ・名古屋市のごみ処理手数は本市の2倍であるが、本市が現行の10キロ100円でもごみ処理に支障がないのであれば、しばらくは現行の料金で継続されたい。

②名古屋市における生物多様性の保全への取組について

- ・なごや生物多様性センターという拠点をつくり、官民連携で子供からお年寄りまで参加できる魅力的なプログラムを実施されていたのが印象的であった。本市でも戦略改定に当たって、官民連携で市民や学校など、いろいろな方が生物多様性の保全に参画できるような形にすれば実効性も高まるのではないかと感じた。
- ・外来種の植物の防除については、監視するだけでなく、子供をはじめ市民に知ってもらう機会をつくるなど、市が率先して取り組まれたい。

- ・なごや生物多様性センターの学芸員やアルバイトの方々は、植物や生き物が本当に好きで生き生きと仕事をされており、このような職員から説明を受ける子供たちは楽しく学べると思う。本市でも、市が率先してそのような取組が行えるよう検討されたい。

③横浜市における食品廃棄物のリサイクル推進について

- ・本市にもこのような食品廃棄物リサイクル施設が誘致できるよう、福岡市に立地した施設の状況なども把握されたい。
- ・賞味期限が残っていても、袋の記載不良などの理由で持ち込まれた食品が大量に積んであった。本市のフードロス対策として、本市で発生したそのような食品を子ども食堂などで活用できないか、研究されたい。

○令和6年7月24日 環境水道委員会

北九州市環境基本計画の改定について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

(説明要旨)

- ・北九州市環境基本計画の改定案に対するパブリックコメントの結果と、それを踏まえた環境基本計画の改定案について説明する。
- ・パブリックコメントは5月27日から6月26日までの1か月間、市政だよりやホームページ上での案内をはじめ、SNSや市内全市民センターでの案内掲示、また、要望に応じて、市民センターや中学校での出張説明を実施した。
- ・パブリックコメントの結果等に基づき、計画案に修正を加えた部分については、政策目標3をよりの確な表現にするため、「生物多様性と環境保全の推進」と記載していたところを、「生物多様性の増進と環境保全の推進」に修正した。
- ・政策目標3において、例示のレベル感が違うとの意見があったため、「薬の原料」という表現をしていたところを、「様々な製品の原料」と修正した。
- ・政策目標1の脱炭素、カーボンニュートラル社会の実現について、北九州市の温室効果ガス削減の指標が、日本や世界全体から見てどのような数値なのか分かるようにしてほしいといった意見を踏まえ、国の削減目標等を追記しまして、北九州市の指標との比較をできるようにした。
- ・政策目標4の国際環境ビジネス拠点化の推進について、「インド等東南アジア」という表現が適切ではないという意見を踏まえ、「インドや東南アジア等」に改めた。

≪委員の主な意見≫

- ・水素で産業界の熱利用の温室効果ガスの削減を図ると書かれているが、グリーン水素を活用しなければCO₂の削減にはならない。産業界にもCO₂の削減に対して責任を持ってもらいたいということを計画の中にも書き込むことを検討されたい。
- ・プラスチック製容器包装の削減については、過剰包装の抑制など、企業への協力を働きかけられたい。

○令和6年8月7日 環境水道委員会

北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて、及び北九州市生物多様性戦略の改定（骨子案）について、環境局から以下のとおり説明を受けた。

①北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて

（説明要旨）

- ・7月30日の環境審議会で、「リサイクルのさらなる促進」について審議いただいた内容を報告する。
- ・事業系ごみの組成調査の結果、焼却ごみの中には分別すればリサイクルできる紙類やプラスチック類など5割以上含まれていることが分かっている。
- ・排出状況については、事業所、宿泊施設、小売店の3つの業種に着目して、資源化率の高い事業者と低い事業者の比較を行った。
- ・市内のリサイクル業者について、古紙、生ごみ、木材、プラスチック類に着目して業者数、受入品目、リサイクル方法、処理単価について説明した。
- ・リサイクルに誘導するための対応策として、紙類に関して、排出事業者への訪問、伴走支援のほか、オフィス町内会の普及拡大や排出事業者と古紙リサイクル業者とのマッチングシステムの構築などを検討している。
- ・食品ロス削減について、賞味期限が切れていないのに廃棄している食品をフードバンク団体などに寄附することで、提供する食品や配送料などの経費を法人税法の優遇制度を活用して損金算入することが可能となるシステムを構築していく。
- ・生ごみのリサイクルについては、市内で発生した食品残さをたい肥化し、その有機肥料を使って栽培された野菜を地元で販売、消費する食品循環システムを企業や大学、行政で連携して進めていく。

《委員の主な意見》

- ・事業系ごみの減量化を進めるため、事業所に対しメリットを説明し、取組を働きかけるような方策を講じられたい。
- ・市が事業所に配布している雑紙分別ボックスについては、分別した後はどこに出したらよいか分からないということがあるため、回収業者と連携した仕組みづくりなどを検討されたい。

②北九州市生物多様性戦略の改定（骨子案）について

（説明要旨）

- ・全体の構成については、第1章、北九州市の生物多様性、第2章、生物多様性をめぐる国内外の動向、第3章、北九州市のこれまでの取組、第4章、新戦略の概要、第5章、各施策の一覧の全5章とした。
- ・第1章、北九州市の生物多様性については、本市の生物多様性の特徴と魅力として、本市は市全体の40%が森林であり、緑が多いこと、瀬戸内海・北九州国定公園、玄海国定公園など3つの国定公園があることなどを紹介したいと考えている。

- ・第2章、生物多様性をめぐる国内外の動向については、生物多様性とは何か、その意味や重要性について説明するとともに、生物多様性が今損失の危機にさらされていること、持続可能な社会の実現のためには社会変革が必要であること、また、そうした認識が昆明・モンリオール生物多様性枠組みや国家戦略など国内外で広まっていることなどを紹介する。
- ・第3章の北九州市のこれまでの取組については、市民、企業、行政が一丸となった本市の公害克服の歴史については、まさに生物多様性の損失を減らし、回復させるネイチャーポジティブの歴史であったということを再認識したいと考えている。
- ・第4章の新戦略の概要については、新戦略の目指す姿として、本市の生物多様性を適切に保全し、持続可能な方法で利用するとともに、その魅力を効果的に発信することで、市民が自然に触れ楽しむ機会を増やす。また、自然を生かした地域づくりを通じて都市ブランドの向上を図り、市のイメージアップや発展につなげるとしており、これらはそれぞれ北九州市基本構想の彩りあるまち、安らぐまち、稼げるまちの実現につながると考えている。
- ・戦略の方針について、基本理念は、都市と自然との共生とし、サブタイトルは、都市成長と自然再興ネイチャーポジティブの好循環とした。
- ・対象期間は、2025年度から2030年度までの6年間、対象区域は市全域を基本とし、必要に応じて広域的に取り組む。
- ・基本目標は、市の環境基本計画の基本戦略と併せて生物多様性を大切にする価値観の形成、生物多様性の適切な保全と回復、自然を活用した多様な課題の解決の3つである。
- ・ネイチャーポジティブ経済移行アクションプランについては、ネイチャーポジティブネットワークの構築、ネイチャーポジティブセンターの設置、ネイチャーポジティブ経営の推進、TNFDやSBTなどの推進の4つのアクションプランを想定している。
- ・戦略の推進体制のイメージとして、市民、事業者、団体などのコミュニティ、教育・研究機関、そして行政それぞれの連携によってネイチャーポジティブネットワークを形成する。その活動拠点として、ネイチャーポジティブセンターを設置し、戦略を推進していきたいと考えている。

《委員の主な意見》

- ・本市の充実した環境関連の施設を活用し、生物多様性やネイチャーポジティブをキーワードとした環境学習などを通じて、生物多様性の保全に対する市民の意識が高まるよう取り組まれない。
- ・アクセスが便利なほうが活動の継続性にもつながるため、響灘ビオトープに限らず、例えば小倉北区なら山田緑地など、各区に1か所拠点をつくることも検討されたい。

○令和6年10月30日 環境水道委員会
報告書取りまとめのため、委員間討議を行った。

《委員の主な意見》

- ・ 使い捨てプラスチックの削減に向けて世界的には生産者の総量規制などの動きがある中で、国内の産業界では消極的な流れとなっている。本市では、拡大生産者責任を踏まえた排出抑制に向けて積極的な役割を果たされたい。
- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、世界的には石炭火力発電から脱していこうといく流れがあるため、本市でも、石炭火力発電の割合をどのようにして削減していくかということに知恵を絞りながら取り組まされたい。
- ・ SDGsは、2015年に2030年までの目標を掲げ、当初は学校などでも真剣に取り組まれていたが、10年経過した現在では、それも薄らいできていると感じる。残りの5年について、市として環境政策を中心にどのように進めていくのか、改めて検討されたい。

○まとめ

近年、気候変動によると思われる様々な環境への影響は顕著であり、今後、さらに気温上昇が続けば、自然災害の増加、食糧生産性の低下、生態系への悪影響などのリスクが増大し、人々の生活や企業活動に不可欠な社会基盤を脅かす重大な危機となる。SDGs未来都市である本市では、この喫緊の課題に関して、市民や企業の意識向上にとどまらず、各々でできる具体的な取組の実践を強く促していく必要がある。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市、企業、市民が一体となって取り組まなければ目標の達成は困難であるため、市は企業や市民それぞれの取組やニーズを把握し、効果的に取り組めるよう伴走型で支援されたい。さらに、市民が主体的に考えられるよう、漫画やイラスト、SNSなどを活用して、脱炭素への取組が急務であることを分かりやすく啓発されたい。

また、気候変動と並び、地球の持続可能性の確保の観点から世界的な課題となっている生物多様性の保全については、本市においても、国家戦略の内容などを踏まえた生物多様性戦略の改定作業が進められている。

本委員会で行政視察を行った名古屋市では、取組の拠点となる施設（なごや生物多様性センター）の設置、専門性の高い職員の配置、市民や子供たちが自然の中で楽しく学ぶことができるイベントや啓発冊子の作成などに取り組んでいた。そのような事例も参考にしながら、本市も響灘ビオトープや曾根干潟などの恵まれた自然環境を生かし、生物多様性の保全に関する先進都市となるよう取り組まされたい。

SDGsが2015年に国連で採択されてから10年目を迎え、2030年までに達成すべき目標の実現に向けて、改めて市、企業、市民が一丸となって取り組まなければならない。その中心となる環境政策が、本市のSDGs全体の取組を牽引していくことを期待する。